



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価（送料共）1か月2,200円

## 目次

### ○ 告示

- 1197 可搬型衛星通信設備整備業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（総合防災課）
- 1198 生活保護法による指定医療機関の廃止（福祉保健総務課）
- 1199 生活保護法による施術機関の指定（ " ）
- 1200 生活保護法による医療機関の指定（ " ）
- 1201 "（ " ）
- 1202 "（ " ）
- 1203 "（ " ）
- 1204 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更（障害福祉課）
- 1205 救急病院の認定（医務課）
- 1206 肥料取締法による肥料の登録の失効（果樹園芸課）
- 1207 道路の区域変更（道路保全課）
- 1208 新道路の供用開始等（ " ）
- 1209 道路の区域変更（ " ）
- 1210 新道路の供用開始等（ " ）
- 1211 道路の区域変更（ " ）
- 1212 新道路の供用開始等（ " ）
- 1213 道路の区域変更（ " ）
- 1214 新道路の供用開始等（ " ）
- 1215 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）
- 1216 落札者の決定（警察本部）
- 1217 交通警察事務委託に係る総合評価一般競争入札に参加する者に必要な資格等（ " ）

### ○ 公告

- 入札公告（総合防災課）
- "（警察本部）

### ○ 正誤

平成21年3月31日付け和歌山県報号外（4）和歌山県告示第454号中

## 告 示

### 和歌山県告示第1197号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令

第372号）第4条の規定に基づき、可搬型衛星通信設備整備業務に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成21年11月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

### 1 業務内容

可搬型衛星通信設備整備業務

### 2 入札参加者の資格

この競争入札に参加することができる者は、資格申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において参加資格の認定を受けたものとする。

(1) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。以下「要綱」という。）第3条第1号から第10号までに掲げる条件を満たす者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

### 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書
- イ 業務概要調書
- ウ 業務実績調書
- エ 役員等に関する調書
- オ 使用印鑑届
- カ 法人にあつては、登記事項証明書
- キ 個人にあつては、住民票
- ク 印鑑証明書

ケ 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が発行した、県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書

コ 税務署長が発行した、消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書

サ 申請時の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

(2) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されている者又は要綱附則第4項の規定により入札参加資格を

有するとみなされる者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加決定通知書の写し又は情報システムの契約に係る競争入札参加資格審査結果通知書の写しの提出をもって（1）のイからサまでの書類の提出に代えることができる。

（3）（1）のアからオまでに掲げる申請書類については、県で定めるものとし、これらの用紙は、平成21年11月6日（金）から同月13日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

（4）（1）に掲げる申請書類について質問がある者は、平成21年11月18日（水）午後5時までの間に和歌山県総務部危機管理局総合防災課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成21年11月13日（金）から同月18日（水）までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布の場所

〒640-8262

和歌山市湊通丁北一丁目2の1番地

和歌山県総務部危機管理局総合防災課

電話番号 073-441-2262

FAX番号 073-422-7652

6 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成21年12月2日（水）までに通知する。

8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

（1）この競争入札について参加資格がないと認められた者

は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。

（2）（1）の説明は、平成21年12月10日（木）までに書面により求めるものとする。

（3）（2）の書面は、持参により提出するものとする。

（4）説明を求めた者に対する回答については、平成21年12月17日（木）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

（5）（2）の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第1198号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成21年11月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 指 定 番 号   | 名 称  | 所 在 地      | 廃 止 年 月 日 |
|-----------|------|------------|-----------|
| 海南医105-20 | 倉橋医院 | 海南市黒江542-2 | 平成21.8.22 |

和歌山県告示第1199号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施設機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成21年11月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 指 定 番 号 | 氏 名   | 名 称   | 所 在 地      | 指 定 年 月 日 |
|---------|-------|-------|------------|-----------|
| 岩柔11-21 | 梅本いずみ | 上住整骨院 | 岩出市清水487-1 | 平成21.8.1  |

和歌山県告示第1200号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定

においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成21年11月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 指 定 番 号 | 申請者の名称         | 主たる事務所の所在地  | 指定事業所の名称       | 指定事業所の所在地  | 指 定 年 月 日 |
|---------|----------------|-------------|----------------|------------|-----------|
| 有訪4-21  | 社会福祉法人和歌山ひまわり会 | 和歌山市有本434-2 | 訪問看護ステーションすまいる | 有田郡広川町和田18 | 平成21.9.30 |

和歌山県告示第1201号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成21年11月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 指 定 号      | 名 称      | 所 在 地     | 指 定 年月日       |
|------------|----------|-----------|---------------|
| 紀薬<br>6-21 | きぼう薬局粉河店 | 紀の川市粉河3-2 | 平成<br>21.10.1 |

和歌山県告示第1202号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成21年11月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 指 定 号 | 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年月日 |
|-------|-----|-------|---------|
|       |     |       |         |

|            |               |             |               |
|------------|---------------|-------------|---------------|
| 紀医<br>9-21 | かつらぎ循環器内<br>科 | 紀の川市粉河12-11 | 平成<br>21.10.1 |
|------------|---------------|-------------|---------------|

和歌山県告示第1203号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成21年11月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 指 定 号         | 名 称       | 所 在 地    | 指 定 年月日       |
|---------------|-----------|----------|---------------|
| 海南医<br>111-21 | くらはしクリニック | 海南市黒江543 | 平成<br>21.10.2 |

和歌山県告示第1204号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成21年11月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 事業所<br>番号      | 事業所の名称 | 障害福祉<br>サービスの<br>種類 | 変更事項    | 変 更 前          | 変 更 後           | 変 更<br>年月日     |
|----------------|--------|---------------------|---------|----------------|-----------------|----------------|
| 30110003<br>81 | こまどり   | 児童デイサー<br>ビス        | 事業所の所在地 | 橋本市高野口町向島171-5 | 橋本市高野口町名倉1017-1 | 平成<br>21.10.14 |

和歌山県告示第1205号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成21年11月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 嶋病院
- 2 所在地 和歌山市西仲間町1丁目30番地

3 有効期限 平成24年10月24日

和歌山県告示第1206号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第14条の規定により、次の肥料の登録は失効したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成21年11月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 登録番号          | 肥料の種類 | 肥料の名称     | 保証成分量(%)            | その他の規格 | 生産業者の氏名又は<br>名称及び住所               | 失効した<br>年月日   |
|---------------|-------|-----------|---------------------|--------|-----------------------------------|---------------|
| 和歌山県<br>第538号 | 肉骨粉   | 6.0獣肉骨粉末A | 窒素全量6.0<br>りん酸全量8.0 | 該当なし   | 谷口商工株式会社<br>和歌山県紀の川市貴志川町岸宮<br>807 | 平成<br>21.9.30 |
| 和歌山県<br>第539号 | 肉骨粉   | 6.0獣肉骨粉末B | 窒素全量6.0<br>りん酸全量5.0 | 該当なし   | 谷口商工株式会社<br>和歌山県紀の川市貴志川町岸宮<br>807 | 平成<br>21.9.30 |
| 和歌山県<br>第716号 | 魚かす粉末 | 魚荒粕粉末68   | 窒素全量6.0<br>りん酸全量8.0 | 該当なし   | 谷口商工株式会社<br>和歌山県紀の川市貴志川町岸宮<br>807 | 平成<br>21.9.30 |

|               |         |               |                     |          |                                   |                |
|---------------|---------|---------------|---------------------|----------|-----------------------------------|----------------|
| 和歌山県<br>第717号 | 魚かす粉末   | 魚荒粕粉末78       | 窒素全量7.0<br>りん酸全量8.0 | 該当なし     | 谷口商工株式会社<br>和歌山県紀の川市貴志川町岸宮<br>807 | 平成<br>21.9.30  |
| 和歌山県<br>第718号 | 魚廃物加工肥料 | 魚廃物加工肥料<br>44 | 窒素全量4.0<br>りん酸全量4.0 | 公定規格のとおり | 谷口商工株式会社<br>和歌山県紀の川市貴志川町岸宮<br>807 | 平成<br>21.10.14 |
| 和歌山県<br>第719号 | 魚廃物加工肥料 | 魚廃物加工肥料<br>52 | 窒素全量5.0<br>りん酸全量2.0 | 公定規格のとおり | 谷口商工株式会社<br>和歌山県紀の川市貴志川町岸宮<br>807 | 平成<br>21.10.14 |

和歌山県告示第1207号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年11月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 168号

| 区 間  | 新旧の別 | 敷地の幅員<br>メートル       | 延長<br>メートル | 備考<br>メートル      |
|--|------|---------------------|------------|-----------------|
| 田辺市本宮町大津荷字下津呂299番1地先から同市本宮町大津荷字矢倉101番1地先まで | 旧    | 6.10<br>}<br>22.90  | 262.3      | 大津荷橋<br>L=29.20 |
| 同上   | 旧    | 11.50<br>}<br>33.90 | 248.00     | 大津荷橋<br>L=37.00 |
| 同上   | 新    | 11.50<br>}<br>33.90 | 248.00     | 大津荷橋<br>L=37.00 |

和歌山県告示第1208号

平成21年和歌山県告示第1207号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成21年11月6日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成21年11月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第1209号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年11月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 371号

| 区 間  | 新旧の別 | 敷地の幅員<br>メートル       | 延長<br>メートル | 備考 |
|--|------|---------------------|------------|----|
| 東牟婁郡古座川町大字蔵土字田ノ野54番1地先から同町大字蔵土字田ノ野85番1地先まで | 旧    | 4.90<br>}<br>7.20   | 74.50      |    |
| 同上   | 新    | 13.00<br>}<br>15.70 | 74.50      |    |

和歌山県告示第1210号

平成21年和歌山県告示第1209号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成21年11月6日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成21年11月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第1211号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年11月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 那智勝浦熊野川線

| 区 間                                     | 新旧の別 | 敷地の幅員<br>メートル     | 延長<br>メートル | 備考 |
|---|------|-------------------|------------|----|
| 新宮市熊野川町西字古川118番7地先から同市熊野川町西字五味121番4地先まで | 旧    | 3.20<br>}<br>9.70 | 84.50      |    |

|    |   |                     |       |  |
|----|---|---------------------|-------|--|
| 同上 | 新 | 10.60<br>?<br>22.80 | 84.50 |  |
|----|---|---------------------|-------|--|

**和歌山県告示第1212号**

平成21年和歌山県告示第1211号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成21年11月6日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成21年11月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

**和歌山県告示第1213号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年11月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 那智勝浦熊野川線

| 区 間                                       | 新旧の別 | 敷地の幅員<br>メートル      | 延長<br>メートル | 備 考 |
|---|------|--------------------|------------|-----|
| 新宮市熊野川町西字大小森419番1地先から同市熊野川町西字大小森411番7地先まで | 旧    | 3.70<br>?<br>12.60 | 142.70     |     |
| 同上  | 新    | 8.60<br>?<br>15.20 | 142.70     |     |

**和歌山県告示第1214号**

平成21年和歌山県告示第1213号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成21年11月6日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成21年11月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

**和歌山県告示第1215号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成21年11月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

城山地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号と標柱2号を結んだ線、標柱2号と標柱11号を結んだ線、標柱11号から標柱13号を結んだ線及び標柱13号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域を昭和46年和歌山県告示第691号で指定した城山地区急傾斜地崩壊危険区域に追加する。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

| 標柱番号 | 郡市   | 町村    | 大字 | 字   | 地番    | 備考 |
|------|------|-------|----|-----|-------|----|
| 11号  | 東牟婁郡 | 那智勝浦町 | 勝浦 | 神明町 | 374番  |    |
| 12号  | "    | "     | "  | "   | 360番  |    |
| 13号  | "    | "     | "  | 城山  | 641番1 |    |

**和歌山県告示第1216号**

和歌山県警察単体パソコンネットワーク化委託及び賃貸借業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成21年11月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
和歌山県警察単体パソコンネットワーク化委託及び賃貸借業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県警察本部警務部会計課  
和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日  
平成21年10月8日
- 4 落札者の氏名及び住所  
NECキャピタルソリューション/NEC コンソーシアム  
(代表者)  
NECキャピタルソリューション株式会社  
東京都港区芝五丁目29番11号  
(構成員)  
日本電気株式会社  
東京都港区芝五丁目7番1号
- 5 落札金額  
53,719,819円（うち消費税及び地方消費税の額2,558,086円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成21年8月28日

和歌山県告示第1217号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、交通警察事務委託に係る総合評価一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成21年11月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 総合評価一般競争入札に付する事項

(1) 業務の名称

交通警察事務委託業務

(2) 業務内容

交通警察事務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 業務委託場所等

ア 業務委託場所及び配置人員

| 業務委託場所  | 配置人員 | 業務委託場所 | 配置人員 | 業務委託場所     | 配置人員 |
|---------|------|--------|------|------------|------|
| 橋本警察署   | 3人   | 海南警察署  | 2人   | 串本警察署      | 2人   |
| かつらぎ警察署 | 2人   | 有田警察署  | 2人   | 新宮警察署      | 2人   |
| 岩出警察署   | 4人   | 湯浅警察署  | 2人   | 交通センター     | 6人   |
| 和歌山東警察署 | 4人   | 御坊警察署  | 3人   | 田辺運転免許センター | 2人   |
| 和歌山西警察署 | 3人   | 田辺警察署  | 2人   | 新宮運転免許センター | 1人   |
| 和歌山北警察署 | 3人   | 白浜警察署  | 2人   | 合 計        | 45人  |

イ 業務委託日

業務委託日は、次のとおりとする。

(ア) 各警察署

和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日とする。

(イ) 交通センター

土曜日、国民の祝日を定める法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する国民の祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの間を除く日とする。

(ウ) 田辺運転免許センター及び新宮運転免許センター

県の休日を除く日とする。ただし、毎月の日曜日のうち1日は業務委託を行うこととし、他の業務委託日のうち2日は、午前又は午後の業務委託とする。

ウ 業務委託時間

(ア) 各警察署における業務委託時間は、1日8時間とする。

(イ) 各センターの業務委託時間は、1日6時間とする。

2 総合評価一般競争入札に参加する者の資格

この総合評価一般競争入札に参加する資格を有する者は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第31条の4の2に規定する免許関係事務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると公安委員会が認める法人で、平成21年11月6日（金）現在において、次に掲げる要件のすべてを満たしているものとする。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。

(3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定に基づき更正手続開始の申立て（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）をしていない者又はこれがなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画認可の決定があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない者又はこれがなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(6) 民事再生法附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていないこと。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であって、暴力団等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与していない者であること。

|  |   |
|--|---|
| <p>(8) 国税及び県税に未納がない者であること。</p> <p>3 資格審査申請書類及びその配付方法等</p> <p>(1) この総合評価一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。</p> <p>ア 競争入札参加資格審査申請書</p> <p>イ 事業経歴書</p> <p>ウ 登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）</p> <p>エ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）</p> <p>オ 直近3期分の財務諸表又は決算書（貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書）</p> <p>カ 使用印鑑届</p> <p>キ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの</p> <p>（ア）法人税、消費税及び地方消費税</p> <p>（イ）主たる事務所が所在する都道府県が課する都道府県税全税目</p> <p>ク 誓約書</p> <p>ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）</p> <p>(2) (1) のア、イ、カ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成21年11月6日（金）から同月18日（水）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間、6に掲げる場所で配付を行う。</p> <p>(3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる入札参加資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成21年11月19日（木）午後4時までの間に6に掲げる場所に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。</p> <p>4 資格審査説明会の場所及び日時</p> <p>(1) 場所<br/>和歌山市西1番地 交通センター 3階第2教室</p> <p>(2) 日時<br/>平成21年11月13日（金）午前10時</p> <p>5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所</p> <p>3の(1)に掲げる申請書類は、平成21年11月6日（金）から同月27日（金）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間、持参により6に掲げる場所に提出することとする。</p> <p>6 資格審査申請書類の配付の場所</p> <p>和歌山県警察本部交通部運転免許課<br/>和歌山市西1番地<br/>郵便番号 640-8524<br/>電話番号 073-473-0110（代表）<br/>ファクシミリ番号 073-473-0110（代表）</p> | <p>7 資格審査の結果通知</p> <p>資格審査の結果は、郵便により平成21年12月14日（月）までに通知する。</p> <p>8 総合評価一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明</p> <p>(1) 総合評価一般競争入札参加資格がないと認められた者は、本県警察に対してその理由について説明を求められることができる。</p> <p>(2) (1) の説明は、平成21年12月17日（木）までに書面により求めるものとする。</p> <p>(3) (2) の書面は、持参により提出するものとする。</p> <p>(4) 説明に対する回答については、平成21年12月24日（木）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。</p> <p>(5) (2) の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。</p> |
| <p><b>公 告</b></p>  |   |
| <p><b>入 札 公 告</b></p>  |   |
| <p>可搬型衛星通信設備整備業務に係る調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。</p> <p style="text-align: right;">平成21年11月6日</p> <p style="text-align: right;">和歌山県知事 仁 坂 吉 伸</p>   |   |
| <p>1 一般競争入札に付する事項</p> <p>(1) 事業年度<br/>平成21年度</p> <p>(2) 調達業務の名称<br/>可搬型衛星通信設備整備業務</p> <p>(3) 仕様等<br/>入札説明書及び仕様書による。</p> <p>(4) 業務期間<br/>契約締結日から平成22年3月31日（水）まで</p> <p>2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項<br/>平成21年和歌山県告示第1197号に規定する可搬型衛星通信設備整備業務に係る競争入札参加資格を有すること。</p> <p>3 契約事項を示す場所及び日時<br/>平成21年11月6日（金）から同月13日（金）までの和歌山県の休日を含め定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時までの間に5に掲げる場所で提示する。</p> <p>4 入札説明書を交付する場所及び日時</p> <p>(1) 入札説明書は平成21年11月6日（金）から同月13日（金）までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時</p>   |   |

までの間に5に掲げる場所で交付する。

- (2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、平成21年11月18日(水)午後5時までの間に和歌山県総務部危機管理局総合防災課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。回答については、平成21年12月2日(水)までに全員にファクシミリにて回答する。

#### 5 書類等の配布及び受付の場所

〒640-8262

和歌山市湊通丁北一丁目2の1番地(和歌山県庁南別館(和歌山県防災センター)3階)

和歌山県総務部危機管理局総合防災課

電話番号 073-441-2262(直通)

FAX番号 073-422-7652

メールアドレス e0114001@pref.wakayama.lg.jp

#### 6 一般競争入札執行の場所及び日時等

- (1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

##### ア 入札場所

和歌山市湊通丁北一丁目2の1番地

和歌山県庁南別館(和歌山県防災センター)3階

防災対策室

##### イ 入札日時

平成21年12月18日(金)午後3時から

##### ウ 開札場所

アに同じ。

##### エ 開札日時

イに同じ。

- (2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、この一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参すること。

- (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便によりこの一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成21年12月18日(金)午前11時までに和歌山県総務部危機管理局総合防災課に必着するように行わなければならない。

#### 7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札

金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

#### 9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。

- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

#### 10 入札の無効

2に規定する資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

#### 11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

- (2) この入札の開札には、和歌山県総務部危機管理局総合防災課の職員が立ち会うものとする。

- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

- (4) 落札者となるべき同値の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県総務部危機管理局総合防災課の職員にくじを引かせるものとする。

- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。

- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で6の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

|  |  |
|--|--|
| <p>12 契約書の要否<br/>要</p> <p>13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否<br/>否</p> <p>14 その他<br/>(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。<br/>ア 名称<br/>和歌山県総務部危機管理局総合防災課<br/>イ 所在地<br/>和歌山市湊通丁北一丁目2の1番地 (和歌山県庁南別館 (和歌山県防災センター) 3階)<br/>和歌山県総務部危機管理局総合防災課<br/>郵便番号 640-8262<br/>電話番号 073-441-2262 (直通)<br/>FAX番号 073-422-7652</p> <p>(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。</p> <p>15 Summary<br/>(1) Nature and quantity of the products to be purchased :<br/>Four Portable satellite communications equipments<br/>(2) Date and time for tender :<br/>3:00 p.m., 18 December 2009 (Deadline for bids submitted by mail ; 11:00 a.m., 18 December 2009)<br/>(3) Contact point for the notice :<br/>Comprehensive disaster prevention Division, Emergency Management Bureau, Wakayama Prefectural Government, 1-2-1 Minato-doricho-kita, Wakayama City, Japan 640-8585<br/>TEL 073-441-8262</p> | <p>(イ) 自動車保管場所電算入力等関係事務<br/>(ウ) 自動車保管場所標章関係事務<br/>その他詳細については、交通警察事務委託仕様書 (以下「仕様書」という。) による。</p> <p>(4) 契約期間<br/>平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間</p> <p>(5) 予定価格<br/>94,241,325円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)</p> <p>(6) 入札金額<br/>総額で入札することとする。</p> <p>2 総合評価一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項<br/>平成21年和歌山県告示第1217号に規定する交通警察事務委託業務に係る総合評価一般競争入札参加資格を有する者であること。</p> <p>3 契約条項を示す場所及び期間<br/>(1) 場所<br/>和歌山市西1番地<br/>和歌山県警察本部交通部運転免許課 (以下「運転免許課」という。)</p> <p>(2) 期間<br/>平成21年11月6日 (金) から同月18日 (水) までの和歌山県の休日を定める条例 (平成元年和歌山県条例第39号) に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間</p> <p>4 入札説明書及び仕様書 (以下「入札説明書等」という。) を交付する場所及び日時等<br/>(1) 入札説明書等を交付する場所及び日時は次のとおりとする。<br/>ア 場所<br/>3の (1) に同じ。<br/>イ 日時<br/>3の (2) に同じ。<br/>(2) (1) により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、運転免許課に対して平成21年11月19日 (木) 午後4時までに書面 (ファクシミリを含む。) により行うものとする。</p> <p>5 入札説明会の場所及び日時<br/>(1) 場所<br/>和歌山市西1番地 交通センター 3階 第2教室<br/>(2) 日時<br/>平成21年11月13日 (金) 午前10時</p> <p>6 入札執行の場所及び日時等<br/>(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。<br/>ア 入札場所<br/>和歌山市西1番地 交通センター 3階 第2教室</p> |
| <p style="text-align: center;"><b>入札公告</b></p> <p>交通警察事務委託について、次のとおり総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。) 第167条の6及び第167条の10の2第6項の規定に基づき公告する。</p> <p style="text-align: center;">平成21年11月6日</p> <p style="text-align: right;">和歌山県知事 仁坂吉伸</p> <p>1 総合評価一般競争入札に付する事項<br/>(1) 事業年度 平成22年度<br/>(2) 業務の名称<br/>交通警察事務委託業務<br/>(3) 業務の内容<br/>ア 運転免許事務の補助等業務<br/>イ 自動車保管場所証明事務<br/>(ア) 自動車保管場所調査事務</p>   |  |

|   |  |      |     |                         |
|---|--|------|-----|-------------------------|
| <p>イ 入札日時<br/>平成22年1月8日（金）午後2時</p> <p>(2) 提出書類及び提出方法<br/>入札書及び入札説明書に定める提出書類（以下「提出書類」という。）を入札当日に指示された方法により提出すること。</p> <p>7 落札者の決定方法<br/>自治法令第167条の10の2第1項の規定に基づく総合評価一般競争入札により落札者を決定するものとし、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、価格その他の条件がこの事業にとって最も有利な入札を行った者を落札者とし、審査手順及び落札者の選定は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 審査手順<br/>和歌山県交通警察事務委託審査委員会において決定した落札者決定基準に基づいて、審査する。</p> <p>(2) 落札者の選定<br/>入札価格を含め総合評価（以下「評価」という。）を行った提出書類の審査結果を踏まえ、落札者を選定する。</p> <p>(3) 落札者決定基準は、次のとおりとする。</p> <p>ア 評価に当たっては、100点の範囲内で配点を行い、総得点の最も高い入札者を落札者とする。</p> <p>イ 評価は、価格評価及びその他の評価に区分し、その配点をそれぞれ50点とする。</p> <p>ウ 1の（5）に定める予定価格に105分の100を乗じて得た金額を超える入札をした者は、失格とする。</p> <p>エ その他の評価については、公平性、業務遂行体制、業務従事者に対する指導・教育体制、業務監査、情報管理、現場におけるトラブル対応・苦情処理、財務基盤及び組織基盤に区分して評価し、それぞれ配点する。</p> <p>8 入札保証金に関する事項</p> <p>(1) 入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。</p> <p>(2) 入札保証金は、落札者のものを除き落札者決定後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。</p> <p>(3) 入札保証金の納付方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。</p> <p>9 契約保証金に関する事項</p> <p>(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。</p> <p>(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。</p> | <p>10 入札の無効<br/>本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。</p> <p>なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。</p> <p>11 入札執行方法の細目</p> <p>(1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。</p> <p>(2) この入札の開札には、運転免許課及び和歌山県警察本部交通部交通規制課の職員が立ち会うものとする。</p> <p>12 契約書作成の要否<br/>要</p> <p>13 契約の締結における議会の議決の要否<br/>否</p> <p>14 契約方法<br/>契約は、落札者で行うものとする。</p> <p>15 その他</p> <p>(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。</p> <p>ア 名称<br/>和歌山県警察本部警務部会計課出納係</p> <p>イ 所在地<br/>和歌山市小松原通一丁目1番地1<br/>郵便番号 640-8588<br/>電話番号 073-423-0110（代表）</p> <p>(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。</p> |      |     |                         |
| <p><b>正 誤</b></p>   |  |      |     |                         |
| <p><b>正 誤</b></p> <p>平成21年3月31日付け和歌山県報号外（4）和歌山県告示第454号中</p>   |  |      |     |                         |
| ページ   | 段  | 行目   | 誤   | 正                       |
| 9   | 左  | 上から5 | 第2条 | 第2条中「都市政策課」を「建築住宅課」に改め、 |